

京都地方税機構議会定例会条例

平成21年12月14日
京都地方税機構条例第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定による京都地方税機構議会定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。